

# 地域振興券・グルメクーポンを配付します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済活動の活性化のため、町内の店舗等で使用できる「地域振興券」と町内飲食店で使用できる「グルメクーポン」を配付します。

・ **地域振興券**（町内店舗等の買い物、飲食等に使用できます）  
1世帯につき**10,000円分**（500円券×20枚）

・ **グルメクーポン**（町内の飲食店で使用できます）  
1世帯につき**3,000円分**（500円券×6枚）

どちらも令和2年**5月1日**から令和2年**12月31日**まで使用できます。

【配付方法】 4月中旬に各世帯へ引換券を送付しますので、引換券と印鑑、身分証明書（免許証、保険証等）を持って役場産業課までお越しください。

【引換期間】 令和2年4月23日（木）から令和2年12月29日（火）まで

【引換場所】 役場産業課窓口

【引換時間】 4月23日(木)・24日(金) 午前9時から午後8時まで  
4月25日(土)・26日(日) 午前9時から午後5時まで  
以後は平日午前9時から午後5時まで引き換えを行います。

【お問い合わせ先】 役場産業課産業グループ 電話 33-2111（内線64）

# 町公共施設の休館・利用制限の解除について

新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため行っていた町公共施設の休館・利用制限について、4月1日にこれを解除し、通常どおりご利用いただけますのでお知らせします。

なお、施設の利用にあたっては、引き続き手洗い・アルコール消毒等の感染症対策をお願いします。

感染症対策のために

日常生活のなかで様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめな手洗いを心がけましょう。

【お問い合わせ先】 役場総務課総務グループ 電話 33-2111（内線34）



# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

## 徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、北海道空知総合振興局（道税）または役場総務課（町税）にご相談ください。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

## 申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予があります。（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）

北海道・秩父別町

